

## 米中が貿易協定に合意、ただし対立に変化なし

### ◆米国と中国が「経済・貿易協定」に署名

2020年1月15日（米国時間）、米中首脳はEconomic And Trade Agreement（経済・貿易協定）に署名し、30日以内に発効の見込みとなった。合意分野は、①知的財産権、②技術移転、③食品・農産品貿易、④金融サービス、⑤マクロ経済政策と為替レート、⑥貿易の拡大、⑦相互評価と紛争解決、である。

貿易については、中国が今後2年間（20年と21年）で、米国から所定のモノ（例：自動車、航空機、農産品）やサービスの輸入を、17年比で2,000億ドル以上増やすことが明記された。これによって米国の対中国貿易赤字（約3,600億ドル、18年、IMF調べ）は大幅に減少することになる。

また、米国は中国原産品への追加関税措置につき、「第四弾a：電話機や通信機器等」の追加関税率を15%から7.5%へ下げ、「第四弾b：携帯電話、ノートPC等」には発動しない旨を官報（Federal Register）で公告した。

<1974年米国通商法301条発動に起因した、米中間の追加関税措置>

	発動日	米国				中国			
		追加関税率	品目数	主要品目	金額 (億ドル)	追加関税率	品目数	主要品目	金額 (億ドル)
第一弾	2018/7/6	25%	818	乗用車、プリンター-用部品等	340	25%	545	大豆、牛肉、自動車等	340
第二弾	2018/8/23	25%	279	プラスチック、半導体等	160	25%	333	エネルギー、化学製品等	160
第三弾	2018/9/24	25%	5,745	電気機器、家具、寝具等	2,000	25%	5,207	電気機器、一般機械等	600
第四弾 a	2019/9/1 (注1)	15%	3,243	電話機、通信機器、TV等	1,120	5%~10%	1,717	大豆、大麦、原油等	255
		7.5%							
第四弾 b	発動せず		555	携帯電話、ノートPC、玩具等	1,589		3,361	自動車、レアアース等	418

(注1) 米中での第一段階の経済・貿易協定署名（20年1月15日）から30日以内に発効

各種資料よりARC作成

### ◆今回の合意内容では不十分

今回の協定は、18年に双方で追加関税措置がとられてから初の合意であり、「米中対立に歯止めがかかった」と評価する声もある。しかし以下の通り、今回の合意内容では不十分であり、楽観論は禁物である。

1. 補助金問題：今回の合意内容には、米国が問題視する「中国の国有企業への補助金問題」が盛り込まれていない。これは両国首脳が、大統領選挙や景気減速等に直面するなかで早期合意にこだわったためであり、時間のかかる補助金問題を先送りした格好だ。

2. 巨額の管理貿易：中国が今回の合意に従って米国からの輸入を増やせば、

モノの流れを恣意的に変えることになる。例えば、米国産農産品よりブラジル産農産品が安くても、高い米国産農産品の輸入を優先するようなケースだ。数値目標自体がWTO協定に抵触する可能性もあり、EUは1月16日に「合意内容を精査する」と発表した。

3. 追加関税は維持： 今回の合意内容には、これまでに米中双方が発動した追加関税措置（第一弾から第四弾の一部まで）の撤廃は含まれていない。依然として米中間の貿易障壁は高いままである。

### ◆着実にサプライチェーンの見直しは進んでいる

JETROの「19年度アジア・オセアニア進出日系企業実態調査」（有効回答694社）によると、追加関税等の通商環境の変化に「マイナスの影響あり」と答えた在中国日系企業は293社で、そのうち27社が「生産地移転を検討又は実施」と答えている。日系企業の主な移転先はベトナム、タイ、日本などである。

中国企業はさらにアグレッシブに移転を進めており、主な移転先はベトナムとなっている。それも一因となり、19年1月～9月期のベトナムから米国への輸出額は、前年同期比で約35%増加した。中国から米国への輸出額は約13%減少しており、米中対立によるサプライチェーンの見直しは、着実に進んでいる。

### ◆米中対立は長期化する見込み

前述の通り、米中対立に歯止めをかけるには今回の合意内容では不十分であり、さらに以下の観点からも、対立は長期化する可能性が高いと考える。

第一に、ペンス米国副大統領の演説（18年10月、19年10月）にもある通り、米中対立の本質は経済に安全保障を含めた「覇権争い」だからである。米国は先端技術や軍事技術の優位性を維持するため、対内投資、輸出、政府調達等に様々な規制をかけ、中国とのデカップリングを進める方向に舵を切っている。

第二に、米国の足元の通商事案が山積だからである。中国との貿易交渉以外にも、日米貿易交渉（第二段階）やEUとの貿易摩擦対応、BREXITに伴う英国との貿易交渉など、重要な通商事案は多数ある。対応するUSTR（米国通商代表部）の人員は限られており、この点からも早期の対立解消は望めない。 【田中雄作】